

飛驒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年1月20日

飛驒市監査委員 島田 哲吉

飛驒市監査委員 葛谷 寛徳

令和3年度 飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況等審査意見書 個別事項回答

個別事項	回 答
<p>ア 市税、保険料や使用料等の徴収事務については、自主財源の確保、公平・公正性の観点から、市民等に不公平感が生じることのないよう収入未済、不納欠損を未然に防止する対策を更に検討され、徴収事務に努められたい。請求書の送付や相続人調査等、毎年やるべきことは毎年必ず行うよう、また、担当者が異動しても経緯がわかるよう管理されたい。なお債権の管理については、条例等の制定を検討し、確実な債権回収及び適正な債権管理を所管部署相互の滞納者情報の一元化や債権管理の統一的運用を図るなど、組織的な取り組みを検討されたい。</p>	<p>市税・料金等の徴収事務については、その確実性や継続性が確保されるよう、詳細かつ丁寧な事務引継ぎを実施し、人事異動に伴う事務の停滞等が生じないよう徹底します。</p> <p>また、長年の行政経験によって蓄積された熟練職員の知識技能は、市税等の債権管理業務に効果的と考えられることから、地方公務員の定年延長に伴い、熟練職員を集約したうえで、関連する情報や業務を一元化し債権管理業務に特化した部署設置を検討してきましたが、職員数の事情から令和5年度当初での実現は困難な状況にあります。同組織の設置について、定年延長による熟練職員数の状況を見ながら今後も継続的に検討します。</p> <p>なお、債権管理に関する条例等についても、他市の状況も参考としながら新年度において制定の必要性を検討します。</p>
<p>イ 補助金交付事務について、補助金対象事業の認定等については、おおむね適正に処理されていた。しかしながら、補助金交付申請書及び事業実績報告について、一部ではあるが改善を図る必要があるものが見受けられた。新型コロナウイルス感染症対策による事業の中止があった場合の予算の減額対応や、実績報告書をよく精査したうえでの精算等、市民目線に立ち、公正な事務処理を行えるよう、今一度補助金交付規則及び各種補助事業の要綱に基づく事務手続きを確認し、適正な法令等の執行及び事務手続きの遂行のため、職員研修等の実施を含め検討されたい。</p>	<p>補助金交付事務については、所属内はもとより、財政課及び関係部課の回議を経て決裁手続を行い、多角的な確認作業を実施しています。しかし、業務に忙殺される中で、総じて補助事業の担当となる若手職員への事務指導が不十分となり、事務誤りが生ずる場合があります。このため、原課内での管理指導体制強化という面から、令和4年1月の新年度予算内示の際に財政課職員から直接各課長級又は係長級職員に対し、適正な補助事業の遂行及び予算執行について再指導したところです。</p> <p>なお、所属内での指導教育だけでは限界があるため、若手職員はもとより全ての職員が受講できるよう、組織を通じての財務実務、会計実務、補助事業実務に関する職員研修を令和5年4月初旬に開催します。また、その後も同研修を反復継続的に実施します。</p>
<p>ウ 予算執行については、予備費充用した事業において不用額が発生していることは理解できるが、それ以外の事業の不用額が多額となっている部分も見受けられた。新型コロナウイルス感染症対策の影響や個々の事情があることは承知するが、年度中に不用額の発生が想定できるものもあり、他に市民のために何か事業ができたのではないかと誤解を招く要因ともなりかねないため、予算執行については、常日頃から限られた予算の効率的な運用が図られるよう努められたい。</p>	<p>これまでも各種事務事業における予算については年度末に多額の不用額が生ずることのないよう、適宜補正予算において減額する旨を財政課主導により指導徹底してきたところです。不測の事態等真にやむを得ない場合を除き、不用額を生じさせないよう、引き続き指導徹底するとともに、令和5年度における財務実務等の職員研修の機会を通じて職員に対し指導します。</p>

令和3年度 飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況等審査意見書 個別事項回答

個別事項	回 答
<p>エ 現金取扱いについては、おおむね適正であったが、現金取扱員（出納員を含む）の職員への周知の徹底および現金取扱い方法を徹底すること。また、切手の受払簿については、統一様式で対応するよう検討されたい。</p>	<p>出納員及び現金取扱員は、要綱により辞令を用いないで命じていることから、4月までに部長会議を通じて対象となる職員に対し周知します。また、現金取扱事務について、会計実務等の職員研修開催の際に合わせて職員に対し指導します。</p> <p>切手の受払簿については、取扱い部署間で調整し、令和5年1月から順次統一様式の運用を開始するとともに、令和5年4月までに統一します。ただし、病院事務局のみ送付先ごとに詳細な切手受払管理を行っているため、今後も独自様式を用いることとします。</p>
<p>オ 内部統制の観点から、内部統制の顕著化事案を組織的・有効的に活用し、日々の業務の効率性、事業の効果的な達成、法令等の遵守に努められ信頼性のある行政サービスに繋げることを期待するところである。</p>	<p>内部統制におけるリスク顕在化事案は、定期的開催する庁内部長会議における報告を通じ、全職員に周知のうえ注意喚起しています。当該取組みを継続するとともに、重大な事案が発生した場合は、個別に職員研修等を開催するなど、再発防止に努めます。</p>